

平成 25 年 5 月  
東京都環境局

## 総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

### ○「査定」とは

価格査定とは、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定することを指す。

実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

### ○査定主体

東京都からの委託を受けた**アーガス・メディア・リミテッド** (Argus Media Limited)

アーガス・メディア・リミテッドは、各種エネルギー及び排出権市場における価格や取引動向の調査を専門とする第三者調査機関。世界各国に調査員を配し、東京にも日本人スタッフで構成される調査支局を置く。本社は英国にある。

(査定結果についての問い合わせ先：日本支局 三田 メール：masaki.mita@argusmedia.com)

### ○査定時期

平成 25 年 3 月

21 社へのヒアリング調査を実施した。

### ○査定結果

次ページに示すとおり。

#### 【注意事項】

- (1) 価格帯の推定は、アーガス・メディア・リミテッド社の知見によるもので、調査対象事業者から得られた、クレジット取引に関するそれぞれの意見や考えに基づいた取組姿勢、価格に対する考え等の情報を考察し、調査時点において市場の多数が認識しているであろうクレジットの価格水準を導き出したものです。
- (2) 必ずしもクレジットの取引が活発に行われているわけではない状況での調査及び推定であることに留意ください。
- (3) 調査対象事業者へのヒアリングは、総量削減義務と排出量取引制度の第二計画期間の削減義務率等」に対する意見募集（パブリックコメント）の公表（3月1日）前に行われたものです。
- (4) 本資料に掲載の価格は、調査時点での標準的な取引を想定したアーガス・メディア・リミテッド社による査定価格であり、この価格がクレジットの価格であると断定するものではありません。
- (5) 個々の取引における価格は、その時の需給状況に基づき、売り手と買い手の交渉によって決定されるべきものです。

# 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 におけるクレジット取引価格の査定報告書(二回目)【概要】

2013年3月6日 Argus Media Limited



## 本査定業務の実施手法

本査定業務においては、本制度の対象事業者およびその下で利用が可能なクレジットの供給事業者を対象にヒアリング調査を実施し、それらがクレジット取引に対してどのような姿勢をとり、どのような取引を想定または希望しているかを探った。その上で、得られた回答から、標準的な取引が起り得る価格帯を推察した。

## 標準的な取引の定義

上記のヒアリング調査の結果、今回の価格査定においては以下の条件を満たすものを標準的な取引と定義した。

| 項目         | 条件                         |
|------------|----------------------------|
| クレジット      | 再エネクレジットおよび超過削減量           |
| 取引ロット      | 1,000t-CO2～10,000t-CO2(相当) |
| 受け渡しと決済の時期 | 約定から30日以内                  |
| 取引相対       | 売り手と買い手の直接取引               |

## 価格査定とその論拠

2013年3月6日時点

| クレジット    | 査定価格帯(円/t-CO2) | 仲値(円/t-CO2) |
|----------|----------------|-------------|
| 再エネクレジット | 7,800 ～ 9,200  | 8,500       |
| 超過削減量    | 7,400 ～ 8,800  | 8,100       |

## 再エネクレジット

- 本制度においては、グリーン電力証書を制度の下で発行される再エネクレジットに変換して利用することを認めており、現時点においては事実上同証書が制度の下で取引される主なクレジットとなっている。
- 本制度の下では、削減義務履行を目的に同クレジットが購入されるため、そのクレジットを生み出す再生可能エネルギー発電事業の内容よりも、価格水準が重要視される。このため、本制度の下での削減義務履行を目的に購入されるグリーン電力証書は、再生可能エネルギー発電を支援するCSR活動として購入されるグリーン電力証書とは性格の異なる証書と認識されるようになっている。
- CSR活動として購入されるグリーン電力証書は、バイオマス発電のもので1t-CO2あたりに換算すると12,000～15,000円程度の価格に保たれている。しかし一方で、本制度の削減義務履行を目的に利用することを条件としたグリーン電力証書の価格は、より競争的な環境の下でCSR活動の手段として購入される場合の価格を大きく下回るようになっている。
- 実際に、今回のヒアリング調査において、グリーン電力証書発行事業者および同証書を仲介する事業者の多くが、8,000円が価格交渉の軸となりつつあると明かしている。
- ただ、同証書発行事業者1社は、本制度の削減義務履行を目的とする場合においても前回の査定価格である1t-CO2あたり9,200～10,500円の水準に相場を維持したいとの考えを示している。また、RPS法新エネルギー等電気相当量の販売事業者も、その価格が1t-CO2あたり10,000円を下回るようになると再生可能エネルギー発電事業者が本制度の制度対象事業者に対する販売意欲を弱めるとも指摘している。
- さらに、一部の制度対象事業者は明らかに最新の価格情勢に関する情報を欠いており、前回の査定価格9,200～10,500円以下で購入したいとしている。これらによる購入希望価格は売り手にとっては受け入れやすい、つまり約定に至りやすいのも事実である。
- こうした状況から、本制度の削減義務履行を目的とするグリーン電力証書およびRPS法新エネルギー等電気相当量の現時点の価格は、1t-CO2あたり7,800～9,200円の間にあると考えることができる。

## 超過削減量

- 時間の経過とともに制度対象事業者のクレジット調達に対する考え方がより実利的なものへと変化し、「クレジットの種類にはこだわらず、価格の低いものを購入したい」と回答する事業者が増えている。
- しかし、そうした事業者の多くは、再エネクレジットよりも超過削減量の価格の方が低いことを想定し、再エネクレジット以外のクレジットの購入も否定しないと意図していることが窺える。つまり、これからも再エネクレジットとその他のクレジットの間には価格差があると認識していると言える。
- 制度対象事業者それぞれが認識または想定する価格差は概ね5～10%程度であるが、いざ購入する段階となれば、少しでも安いものを選ぶ可能性が高いとの意見も多い。このことから、5%程度の価格差でも超過削減量を選ぶ制度対象事業者が少なくないのが現実であると考えられる。
- 超過削減量の売り手となり得る制度対象4事業者は、相場よりも低い価格で販売することは避けたいとしながらも、再エネクレジットよりも低い価格での販売に抵抗感はないと考えている。また、超過削減量の再販準備を進める仲介事業者1社は、1t-CO2あたり8,000円を下回る価格で一部の顧客と協議を進めていると明かしている。
- こうした状況から、超過削減量の価格は再エネクレジットの価格よりも5%程度低い水準にあると推定し、1t-CO2あたり7,400～8,800円と査定する。

以上